

宮崎大学 F D 専門委員会細則

平成19年 3月20日
制 定

改正 平成20年 3月31日

(設置)

第1条 宮崎大学大学教育委員会規程(以下「規程」という。)第9条に基づき、本学の学士及び大学院教育に係る全学的なファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動を支援・推進するため、宮崎大学FD専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(審議事項等)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を審議・立案し、宮崎大学大学教育委員会(以下「委員会」という。)に提案する。また、必要に応じてFDを実施し、委員会に報告する。

- (1) 全学的なFDの実施計画の立案に関する事項
- (2) 各学部・研究科のFD活動への協力・支援に関する事項
- (3) 授業形態、学習状況の調査・研究に関する事項
- (4) ネットワークを活用した教育環境・教育方法等の改善に関する事項
- (5) その他FDに関し委員会から付託された事項

(組織)

第3条 専門委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 委員会副委員長
- (2) 規程第3条第1項第6号の委員
- (3) 規程第3条第1項第7号の委員
- (4) 規程第3条第1項第8号の委員のうち1人
- (5) 各研究科所属教員 各1人
- (6) 委員会委員長が必要と認める者 若干人

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

(事務)

第5条 専門委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。